

# 受 託 評 價 業 務 手 数 料

令和 8 年 4 月



日 本 消 防 檢 定 協 会



平成 25 年 2 月 25 日制定

[沿革] 平成 25 年 9 月 26 日一部改正 (あ)  
平成 26 年 3 月 18 日一部改正 (い)  
平成 26 年 8 月 1 日一部改正 (う)  
平成 26 年 10 月 1 日一部改正 (え)  
平成 28 年 4 月 11 日一部改正 (お)  
平成 28 年 9 月 29 日一部改正 (か)  
令和 元 年 8 月 19 日一部改正 (き)  
令和 5 年 5 月 31 日一部改正 (く)  
令和 7 年 7 月 30 日一部改正 (け)  
令和 7 年 10 月 31 日一部改正 (こ)

### 受託評価業務手数料の額について

日本消防検定協会  
理事長 市橋保彦

(受託評価業務手数料の額)

日本消防検定協会業務方法書（昭和 39 年 1 月 1 日）第 19 条第 3 項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

## 1 品質評価業務に係る手数料

(あ) (い) (え) (お) (か) (き) (け) (こ)

種別等の区分	評価の区分	手数料の額（消費税別）		
		型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1個又は1台 につき)
動力消 防ポン プ	消防ポンプ自動車	357,900 円	—	44,141 円
	可搬消防ポンプ	357,900 円	—	2,983 円
消防用 ホース	呼称 40 を超える平	41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の平	40,800 円	16,700 円	85 円
	呼称 40 を超える濡れ	41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の濡れ	40,800 円	16,700 円	85 円
	呼称 40 を超える保形	41,000 円	16,900 円	128 円
	呼称 40 以下の保形	40,800 円	16,700 円	85 円
	大量送水用	106,200 円	39,400 円	128 円
	大容量泡放水砲用	106,200 円	39,400 円	128 円
消防用 吸管	呼称 65 を超える	44,100 円	—	597 円
	呼称 65 以下	44,100 円	—	358 円
	大容量泡放水砲用	44,100 円	—	597 円
消防用 結合金 具	差込式差し口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）	24,000 円	11,900 円	26 円
	差込式受け口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）	24,000 円	11,900 円	26 円
	ねじ式差し口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）	24,000 円	11,900 円	26 円
	ねじ式受け口（大量送水用及び大容量泡放水砲用を除く。）	24,000 円	11,900 円	26 円
	大量送水用	65,600 円	32,200 円	26 円
	大容量泡放水砲用	65,600 円	32,200 円	26 円

エアゾール式簡易消火具		238,600 円	119,300 円	24 円
漏電火 災警報 器	変流器	18,100 円	6,000 円	95 円
	受信機	18,100 円	6,000 円	95 円
音響装置		238,600 円	59,700 円	立会型式適合評価によるものにあっては 48 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 42 円
予備電源		119,300 円	59,700 円	立会型式適合評価によるものにあっては 119 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 95 円
消火器加圧用ガス容器		59,700 円	29,800 円	5 円
蓄圧式消火器用指示圧力計		59,700 円	29,800 円	5 円
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		59,700 円	29,800 円	6 円
ホースレイヤー		179,000 円	89,500 円	7,158 円
住宅用スプリンクラー設備		417,600 円	208,800 円	2,744 円
圧力水槽 貯蔵水槽 ポンプ 自動弁 作動装置 圧力検知器 配管、継手、バルブ等	圧力水槽	23,900 円	11,900 円	358 円
	貯蔵水槽	22,700 円	11,300 円	286 円
	ポンプ	27,400 円	13,700 円	549 円
	自動弁	19,100 円	9,500 円	95 円
	作動装置	34,600 円	17,300 円	84 円
	圧力検知器	34,600 円	17,300 円	215 円
	配管、継手、バルブ等	11,900 円	6,000 円	6 円 (配管にお)

				いては 1 m当たりの額（端数切り上げ））
	受信装置	39,400 円	19,700 円	119 円
	警報装置	59,700 円	29,800 円	48 円
	消火性能を有する薬剤	59,700 円	—	4 円（1 L 又は 1 kg当たりの額（端数切り上げ））
	開放型スプリンクラーヘッド	59,700 円	29,800 円	42 円
消防用 積載は しご	単一式	238,600 円	119,300 円	1,193 円
	伸縮式	238,600 円	119,300 円	1,551 円
	折りたたみ式	238,600 円	119,300 円	358 円
消防用 接続器 具	媒介金具	47,700 円	23,900 円	60 円
	スタンドパイプ	47,700 円	23,900 円	60 円
外部試験器		226,700 円	113,300 円	立会型式適合評価によるものにあっては 716 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 573 円
特殊消 防ポン プ自動 車又は 特殊消 防自動 車に係 る特殊 消火装 置（災 害対応 特殊を 含	水槽付消防ポンプ自動車	35,800 円	—	29,825 円
	化学消防ポンプ 自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの		59,650 円
		最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの		167,020 円
	大型化学消防ポンプ自動車（大 I 型を含む。）			167,020 円
	化学消防ポンプ自動車大 II 型			256,495 円
	はしご付消防ポンプ自動車又は	規格地上高 15m 以上のもので昇降機及びバ スケット付のもの		322,110 円

む。)	はしご付消防自動車	上記以外のもの		178,950 円
		屈折はしご付消防ポンプ自動車又は屈折はしご付消防自動車		178,950 円
		屈折放水塔車		178,950 円
はしご・水槽付消防ポンプ自動車	規格地上高 15m 以上のもので昇降機及びバスケット付のもの			351,935 円
	上記以外のもの			208,775 円
	屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車			208,775 円
	大型高所放水車			178,950 円
	放水塔付消防ポンプ自動車			178,950 円
	大型化学高所放水車			345,970 円
	はしご付大型高所放水車			501,060 円
	放水塔・水槽付消防ポンプ自動車			208,775 円
放水塔付化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの			238,600 円
	最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの			345,970 円
	泡原液搬送車			29,825 円
	大型動力ポンプ付消防自動車			143,160 円
	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車			375,795 円
消火設備用消火薬剤		238,600 円	—	立会型式適合評価又は工場審査型式適合評価によるものにあつては 4 円 (1 L 又は 1 kg 当たりの額 (端数切り上げ) )
放火監	放火監視センサー	596,500 円	298,300 円	立会型式適合評

視機器			価によるものに あっては 203 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって は 167 円
放火監視受信装置	298,300 円	149,100 円	立会型式適合評 価によるものに あっては 358 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって は 286 円
補助装置	149,100 円	74,600 円	立会型式適合評 価によるものに あっては 239 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって は 191 円
可搬消防ポンプ積載車	23,900 円	—	17,895 円
光警報装置	238,600 円（防 雨型の機能を有 するものにあ っては、 262,500 円）	59,700 円（防 雨型の機能のみ を変更するもの にあっては、 47,700 円）	立会型式適合評 価によるものに あっては 48 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって は 42 円
光警報制御装置	214,700 円（防 雨型の機能を有 するものにあ っては、 238,600 円）	53,700 円（防 雨型の機能のみ を変更するもの にあっては、 41,800 円）	立会型式適合評 価によるものに あっては 48 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって は 42 円
屋外警報装置	139,800 円	35,000 円	立会型式適合評 価によるものに あっては 41 円、工場審査型 式適合評価によ るものにあって

			は 35 円
屋外警報装置に接続する中継装置	139,800 円	35,000 円	立会型式適合評価によるものにあっては 41 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 35 円
補助警報装置		11,900 円	12 円
中継装置		11,900 円	12 円
確認評価			
			手数料の額（消費税別）
外部試験器		1 個につき	2,386 円
特殊消防ポンプ自動車又は特殊消防自動車に係る特殊消防装置（災害対応特殊を含む。）	水槽付消防ポンプ自動車	1 台につき	29,825 円
	化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの	1 台につき 59,650 円
		最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの	1 台につき 155,090 円
	大型化学消防ポンプ自動車（大 I 型を含む。）		1 台につき 155,090 円
	はしご付消防ポンプ自動車又ははしご付消防自動車	規格地上高 15m 以上のもので昇降機及びバスケット付のもの	1 台につき 250,530 円
		上記以外のもの	1 台につき 178,950 円
	屈折はしご付消防ポンプ自動車又は屈折はしご付消防自動車		1 台につき 178,950 円
	屈折放水塔車		1 台につき 178,950 円
	大型高所放水車		1 台につき 178,950 円
	放水塔付消防ポンプ自動車		1 台につき 178,950 円
	大型化学高所放水車		1 台につき 334,040 円

放水塔付化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000L/min 未満のもの	1 台につき	238,600 円
	最大混合流量が 3,000L/min 以上のもの	1 台につき	334,040 円
泡原液搬送車		1 台につき	29,825 円
大型動力ポンプ付消防自動車		1 台につき	143,160 円

その他型式に係る手続関係

	手数料の額（消費税別）
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼	1 件につき 23,900 円
型式の更新	1 件につき 6,000 円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）	1 回につき 107,400 円

注 1 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、あらかじめ協会が指定した場所以外で評価の実施に必要な経費は、依頼者の負担とする。 (お) (こ)

2 新たな技術開発に係る品質評価品目等で、総務省令で定めるところにより、総務大臣が定める技術上の規格の特例によることとしたものについての評価の手数料の額は、当該評価の実施に必要な経費の額を下らない範囲内において理事長が定める額とする。 (い) (こ)

3 表で定めがないもので、注 2 で定めるもの以外の種別等については、手数料の額を別途契約により定める。 (こ)

## 2 認定評価業務に係る手数料

### (1) 非常警報設備の非常ベル等

(あ) (い) (う) (お) (こ)

種別等の区分			評価の区分	手数料の額（消費税別）			
				型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1個につき)	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	単体型	起動装置	119,300 円 (防雨型の機能を有するものにあっては、143,200 円)	59,700 円 (防雨型の機能のみを変更するものにあっては、47,700 円)	立会型式適合評価によるものにあっては 42 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 36 円	
			表示灯				
			音響装置	238,600 円 (防雨型の機能を有するものにあっては、262,500 円)			
	組込型	一体型		音響装置を有しないもの又は既評価型式の単体型を組み込むものにあっては、179,000 円 (防雨型の機能を有するものにあっては、202,800 円)	119,300 円 (防雨型の機能のみを変更するものにあっては、47,700 円)		
			複合装置	音響装置を有するものにあっては、298,300 円 (防雨型の機能を有するものにあっては、322,100 円)			
			操作部				
放送設備	增幅器及び操作部			334,000 円	167,000 円	立会型式適合評価によるものにあっては 239 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 215 円	
	増設用増幅器			143,200 円	71,600 円		
	遠隔操作器			179,000 円	89,500 円	立会型式適合評価によるものにあっては 179 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 155 円	
	非常電話			238,600 円	119,300 円		
	通話装置						

		スピーカー	238,600 円 (音響パワーレベルを測定するものにあっては、322,100 円)	59,700 円 (音響パワーレベルを測定するものにあっては、143,200 円)	立会型式適合評価によるものにあっては 10 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 7 円
自動火災報知設備	地区音響装置	地区音響装置	238,600 円 (防雨型の機能を有するものにあっては、262,500 円)	59,700 円 (防雨型の機能のみを変更するものにあっては、47,700 円)	立会型式適合評価によるものにあっては 42 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 36 円
		音声切替装置			
		総合操作盤	775,500 円	387,700 円	立会型式適合評価によるものにあっては 56,071 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 44,857 円
		パッケージ型自動消火設備	I 型にあっては 417,600 円 II 型にあっては 453,300 円	I 型にあっては 208,800 円 II 型にあっては 226,700 円	I 型の立会型式適合評価によるものにあっては 2,744 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 2,028 円 II 型の立会型式適合評価によるものにあっては 2,147 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 1,432 円
		その他の感知部	238,600 円	119,300 円	立会型式適合評価によるものにあっては 155 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 119 円
		中継装置	238,600 円	119,300 円	立会型式適合評価によるものにあっては 24 円、工場

			審査型式適合評価によるものにあっては 19 円
放出口	17,900 円	8,900 円	立会型式適合評価によるものにあっては 6 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 5 円
検知式放出口	238,600 円	119,300 円	立会型式適合評価によるものにあっては 143 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 119 円
放出導管	11,900 円	6,000 円	立会型式適合評価によるものにあっては 6 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 5 円（金属材料以外の材料にあっては 1 m当たりの額（端数切り上げ））
選択弁等	19,100 円	9,500 円	立会型式適合評価によるものにあっては 18 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 14 円
消火薬剤貯蔵容器等	23,900 円	11,900 円	I 型の立会型式適合評価によるものにあっては 358 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 286 円
			II 型の内容積 10L 以上で立会型式適合評価によるものにあっては 119

				円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 95 円 内容積 10L 未満で立会型式適合評価によるものにあっては 60 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 48 円
	非常電源	27,400 円	13,700 円	立会型式適合評価によるものにあっては 477 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 382 円
	消火薬剤	119,300 円	—	立会型式適合評価又は工場審査型式適合評価によるものにあっては 4 円 (1 L 又は 1 kg当たりの額 (端数切り上げ))
屋内消火栓設備等	易操作性 1 号消火栓、広範囲型 2 号消火栓及び補助散水栓	179,000 円(消火栓に使用する構成部及び装着部が全て認証品の場合にあっては、119,300 円)	119,300 円	立会型式適合評価によるものにあっては 119 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 95 円
ノズル	噴霧ノズル、2 号用ノズル、広範囲型 2 号用ノズル及び管そう	47,700 円	23,900 円	60 円
	スムースノズル	23,900 円	11,900 円	24 円
特定駐車場用泡消火設備	閉鎖型泡水溶液ヘッド	291,500 円	145,800 円	立会型式適合評価によるものにあっては 58 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 23 円
	開放型泡水溶液ヘッド	104,900 円	52,500 円	立会型式適合評価

				によるものにあっては 23 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 12 円
感知継手	291,500 円	145,800 円		立会型式適合評価によるものにあっては 58 円、工場審査型式適合評価によるものにあっては 23 円

確認評価

		手数料の額（消費税別）
屋内消火栓設備の屋内消火栓等における消防用ホースと結合金具の装着部	装着番号付与確認評価	1 件につき 23,300 円
	製品確認評価	1 個につき 立会確認評価によるものにあっては 23 円、工場審査確認評価によるものにあっては 12 円

その他型式に係る手続関係

	手数料の額（消費税別）
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼のほか、次に掲げる依頼 (1)既評価型式の単体型（非常警報設備の起動装置、表示灯又は音響装置のいずれかをいう。以下同じ。）を組み合わせて一体型とする型式に係る型式評価又は型式変更評価 (2)既評価型式の組込型（非常警報設備の一体型、複合装置又は操作部のいずれかをいう。）を構成する単体型を単独とする型式に係る型式評価又は型式変更評価	1 件につき 23,900 円
型式の更新	1 件につき 6,000 円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）	1 回につき 107,400 円

注 1 型式評価、型式変更評価及び型式適合評価において、あらかじめ協会が指定した場所以外で評価の実施に必要な経費は、依頼者の負担とする。  
(お)(こ)

2 表で定めがない種別等については、手数料の額を別途契約により定める。  
(こ)

## (2) 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

(お) (こ)

評価の区分 種別等の区分	手数料の額（消費税別）				
	総合評価 (1件につき)	総合変更評価 (1件につき)	型式評価 (1件につき)	型式変更評価 (1件につき)	型式適合評価 (1件につき)
放水型 ヘッド 等を用 いるス プリン クラー 設備	一号評価（放水型ヘッド等スプリンクラー設備の認定評価細則（以下「評価細則」という。）第1章第1第1号で定める評価をいう。）	800,000円	システム動作、設計等の変更によるものにあっては500,000円 主要構成装置に係る機能の追加又は変更によるものにあっては300,000円	238,600円	別途契約による 受検場所ごとに47,720円
	評価細則に規定する業務委託によるもの	300,000円	300,000円	47,700円	
	二号評価（評価細則第1章第1第2号で定める評価をいう。）	800,000円	500,000円	238,600円	—
	既に評価（評価細則第1章第1第3号イに規定する評価をいう。）を受けたもの	500,000円			

その他型式に係る手続関係

	手数料の額（消費税別）
型式の更新	一号評価に係る主要構成装置の1型式につき 6,000円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）	1回につき 107,400円

注1 型式評価又は型式適合評価の依頼の件数は、主要構成装置（放水部、感知部、制御部、受信部及び手動操作部をいう。以下同じ。）のうち、放水部（固定式ヘッド及び可動式ヘッドをいう。）及び感知部（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第37条第4号に規定する感知器を除く。）がそれぞれ1型式（固定式ヘッドにあっては、3型式以内とする。）により構成する設備を1件として扱う。

(お) (こ)

2 注1に規定する1件で扱える型式の数を超えるときは、次に掲げる額（複数が該当するときは、最も高い額）を表で定める手数料の額に加えた額とする。

(こ)

(1) 固定式ヘッドの型式の数が3を超えるときには、3を超えたヘッドの型式の数3ごとに、型式評価にあっては

- 119, 300円、型式適合評価にあっては47, 720円 (お) (c)
- (2) 可動式ヘッドの型式の数が1を超えるときには、1を超えたヘッドの型式の数1ごとに、型式評価にあっては  
119, 300円、型式適合評価にあっては47, 720円 (お) (c)
- (3) 感知部の型式の数が1を超えるときには、1を超えた感知部の型式の数1ごとに、型式評価にあっては11  
9, 300円、型式適合評価にあっては47, 720円 (お) (c)
- 3 型式評価において、注1に規定する主要構成装置を異なる場所で評価する場合の手数料の額は、1回の評価ごと  
に119, 300円とする。ただし、1回の評価で放水部及び感知部の組み合わせが、注1に規定する1件となる  
場合の手数料の額は、1回の評価ごとに238, 600円とする。 (お) (c)

## 3 特定機器評価業務に係る手数料

(j) (c)

評価の区分 種別等の区分	手数料の額（消費税別）		
	総合評価 (1件につき)	総合変更評価 (1件につき)	型式評価、型式変更評価、 型式適合評価及び確認評価
特定初期拡大抑制機器（ウォーターミスト消火設備を除く。） 特定警報避難機器 特定消防活動機器 その他の特定消防機器等（設備を含む。）	500,000円（評価内容が著しく少ない場合にあっては300,000円、評価内容が著しく多い場合にあっては800,000円） ただし、設備評価と併せて構成機器の評価を同時に行う場合にあっては、構成機器1件につき100,000円を加えた額	300,000円（書面審査による総合変更評価の場合にあっては、50,000円）	別途契約による
ウォーターミスト消火設備	1,200,000円	—	—

## その他型式に係る手続関係

	手数料の額（消費税別）	
委託型式に係る型式評価又は型式変更評価の依頼	1件につき	23,900円
型式の更新	1件につき	6,000円
受検場所の調査（受検場所の変更等で、受検場所における調査が必要であると協会が認める場合に限る。）	1回につき	107,400円

注1 総合評価欄において、「構成機器」とは、設備の中で主として機能する機器をいい、当該性能等について新たに評価を受けるものという。（例：感知部、消火用ヘッド、薬剤、ポンプ等（ただし、これらの機器を制御する制御盤は、機器の一体として扱う。））

2 総合評価欄において、「評価内容が著しく少ない」とは、評価内容が既に承認を受けている検定品、受託評価品に係る一部の基準について評価を受ける場合等をいう。

3 総合評価欄において、「評価内容が著しく多い」とは、評価内容が複数の特定消防機器等の種別に渡って評価を受ける場合等をいう。

4 理事長は、評価の依頼内容を斟酌し、評価に要する経費と上記手数料の額とに著しい相違があると認めるときは、上記手数料の額にかかわらず、本表に定める手数料の額の範囲内で、評価に要する経費相当額とすることができる。

(c)

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(廃止する規程)

2 次の規程を廃止する。

(1) 鑑定等手数料の額について（平成21年10月28日）を廃止する。

(2) 認定等手数料の額について（平成21年10月28日）を廃止する。

附 則

(b)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に品質評価により型式承認された易操作性1号消火栓、2号消火栓、補助散水栓、噴霧ノズル、管そう及びスムースノズルに係る型式適合評価にあっては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則

(b)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

(c)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。